(e) 当該補助金の総額又は当該補助金のための年間の予算額及び当該補助金の制限の可能性

(f) 可能な場合には、当該補助金を受ける者

(g) 当該補助金が貿易又は投資に及ぼす影響を評価することができるその他の情報（統計資料を含む。）

3 協議の要請を受けた締約国は、当該協議を促進するため、当該要請の受領の日の後九十日以内に、問題となっている補助金に関する関連情報を書面により提供する。

4 協議の要請を受けた締約国は、2に規定する情報のいずれかを提供しない場合には、その情報がないことについて書面による回答において説明する。

5 協議の要請を行った締約国が、当該協議の後においてもなおこの章の規定の下での自国の貿易又は投資の利益に補助金が著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあると認める場合には、協議の要請を受けた締約国は、協議の要請を行った締約国の懸念に対して好意的な考慮を払う。解決策は、協議の要請を受けた締約国によって実行可能であり、かつ、受入れ可能であると認められるものでなければならない。

第十二・七条　禁止される補助金

締約国の次の補助金であって、両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあるものについては、禁止する。

(a) 法的制度その他の制度であって、政府又は公的機関が保証の金額及び期間に関するいかなる制限も付することなく企業の債務を保証する責任を負うもの

(b) 経営不振又は支払不能に陥った企業であって信頼性のある再建計画を作成していないものを再建するための補助金。このような再建計画は、当該企業が一時的な流動性の確保のための支援を受けた後合理的な期間内に作成するものとする。(注) 当該再建計画は、合理的な期間内に経営不振又は支払不能に陥った企業を長期的に存続可能な水準まで回復させることを確保するために、現実的な想定に基づくものとする。当該企業又はその所有者は、相当な資金又は資産を再建に係る費用に充てる。

注　この条のいかなる規定も、締約国が、一時的な流動性の確保のための支援として、債務保証又は貸付けの形態で、企業が再建又は清算の計画を作成するために必要な期間経営を維持するために要する金額に限り補助金を交付することを妨げるものではない。

第十二・八条　補助金の使用

各締約国は、企業が補助金をその交付された特定の目的のためにのみ使用することを確保する。

第十二・九条　一般的例外

この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十二・十条　紛争解決

第十二・六条5の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

第十三章　国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業

第十三・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a) 「アレンジメント」とは、経済協力開発機構（以下「ＯＥＣＤ」という。）の枠組みの範囲内で作成された公的輸出信用アレンジメント又は同アレンジメントを継承する約束（ＯＥＣＤの枠組みの範囲内で作成されるか範囲外で作成されるかを問わない。）であって千九百七十九年一月一日において同アレンジメントの参加国であった少なくとも十二のＷＴＯの原加盟国によって採択されるものをいう。

(b) 「商業活動」とは、企業が営利を指向して行う活動（注）であって、当該活動の結果として、物品の生産又はサービスの提供が行われ、当該物品又は当該サービスが、当該企業が決定する量及び価格で関連市場において消費者に販売されることとなるものをいう。

注　非営利の原則又は費用回収の原則に基づいて業務を行う企業が行う活動は、営利を指向して行う活動には該当しない。

(c) 「商業的考慮」とは、価格、品質、入手可能性、市場性、輸送その他の購入若しくは販売の条件についての考慮又は関連する事業若しくは産業において市場経済の原理に従って業務を行っている私有企業が商業的な決定を行うに当たって通常考慮するであろう他の要因についての考慮をいう。

(d) 「独占企業を指定する」とは、独占企業を設立し、若しくは許可すること又は独占企業の範囲を拡大して追加の物品若しくはサービスを対象に含めることをいう。

(e) 「指定独占企業」とは、締約国の領域内の関連市場において物品又はサービスの唯一の提供者又は購入者として指定される事業体（コンソーシアム及び政府機関を含む。）をいう。ただし、排他的な知的財産権の付与を受けた事業体は、当該付与を受けたことのみを理由として指定独占企業に含まれることはない。

(f) 「特別な権利又は特権を付与された企業」とは、締約国が特別な権利又は特権を付与した公的又は私的な企業（その子会社を含む。）をいう。特別な権利又は特権については、物品又はサービスを提供する権限を与えられた限られた数の企業を締約国が指定する場合（客観的な、均衡のとれた及び差別的でない基準に従って指定する場合を除く。）において、その指定が同一の地理的区域において実質的に同等の条件で同一の物品又はサービスを提供する他の企業の能力に実質的に影響を及ぼすときは、当該締約国により付与されているものとする。

(g) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、サービス貿易一般協定及び該当する場合にはサービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書において定義される政府の権限の行使として提供されるサービスをいう。

(h) 「国有企業」とは、主として商業活動に従事する企業であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(i) 締約国が五十パーセントを超える株式を直接に所有する企業

(ii) 締約国が持分を通じて五十パーセントを超える議決権の行使を支配している企業

(iii) 締約国が取締役会その他これに相当する経営体の構成員の過半数を任命する権限を有する企業

(iv) 締約国が当該企業の活動について法的に指示する権限を有し、又は自国の法令に従って同程度に支配している企業

第十三・二条　適用範囲

1 この章の規定は、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業であって、商業活動に従事するものについて適用する。これらの企業が商業活動及び非商業的な活動の双方に従事する場合には、この章の規定は、商業活動についてのみ適用する。

2 この章の規定は、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業であって、政府の全ての段階におけるものについて適用する。

3 この章の規定は、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業が、政府調達協定附属書Ⅰの各締約国の付表又は附属書十第二編に掲げる調達機関として行動する場合において、政府に係る目的のために調達を行うとき（商業的再販売を行うことを目的として又は商業的販売のための物品の生産若しくはサービスの提供に利用することを目的として調達を行うときを除く。）は、適用しない。

4 この章の規定は、政府の権限の行使として提供されるサービスについては、適用しない。

5 この章の規定は、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業であって、その商業活動から取得する年間の収益が過去三会計年度のうちいずれか一の会計年度において二億特別引出権を下回ったものについては、適用しない。

6 第十三・五条の規定は、政府の任務に従って国有企業が提供する金融サービスが次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(a) 輸出又は輸入を支援する金融サービス。ただし、当該金融サービスが次のいずれかに該当する場合に限る。

(i) 商業的な融資を代替することを意図するものでないもの

(ii) 商業的な市場において得られる同等の金融サービスの条件よりも有利でない条件で提供されるもの